# （定款の記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| ■＜　＞（黒四角＋括弧） | 「義務的事項」、「相対的事項」及びそれらに関連した事項に付した記号。＜　＞内部分について、適宜、書き換え・選択等する事を想定。 |
| ▲＜　＞（黒三角＋括弧） | 「任意的事項」に付した記号。＜　＞内部分について、適宜、書き換えて記載したり、記載しない事を想定。 |
| ●（黒丸） | 引用条項に付した記号。引用元の条項番号がずれる場合は連動してずれる事を想定。 |

※詳細な記載例は、「技術研究組合の設立・運営等ガイドライン」をご覧ください

○○技術研究組合定款

第１章　総則

（事業）

第１条　本組合は、■＜○○の状況の中で、○○を○○する課題を解決するために＞、次の事業を行う。

(1) 組合員のために■＜○○に関する＞試験研究を実施すること。

▲＜(2) 組合員のために前号の試験研究の成果を管理すること。＞

▲＜(3) 組合員に対する技術指導を行うこと。＞

▲＜(4) 試験研究のための施設を組合員に使用させること。＞

▲＜(5) 前各号の事業に附帯する事業＞

（名称）

第２条　本組合は、■＜○○技術研究組合▲＜（英文名○○ Technology Research Association 　／○○ Research and Development Partnership　等）＞＞と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本組合は、事務所を■＜○○県○○市＞に置く。

第２章　組合員

（組合員の資格）

第４条　本組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に本組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者■＜であって、○○する／○○であるもの＞とする。

▲＜２　本組合は、前項に規定する者のほか、国立大学法人、産業技術研究法人、○○を組合員とすることができる。＞

（加入）

第５条　組合たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

（自由脱退）

第６条　本組合の組合員は、■＜９０日前＞までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

（法定脱退）

第７条　本組合の組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 第●４条に規定する組合員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

２　除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によってすることができる。この場合は、本組合は、その総会の日の１０日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

■＜(1) 費用の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員

(2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(3) 本組合の名誉を著しく毀損する行為をした組合員＞

３　前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

（費用の賦課）

第８条　本組合は、■＜次に掲げる事項を考慮して、＞組合員に本組合の事業に要する費用を賦課することができる。

■＜(1) 本組合の行う試験研究の成果を利用する分量

(2) 組合員の事業規模及び法人属性等

(3) 新規に加入する組合員について、既存の組合員が過去に負担した金額

(4) 脱退する組合員について、脱退事業年度及びその翌年度以降に負担する金額＞

２　前項に規定する費用の賦課及び徴収の方法は、総会の決議により定める。

３　組合員は、前２項の費用の納付について、相殺をもつて本組合に対抗することができない。ただし、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して本組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

（損失の処理）

第９条　損失の処理の方法は、■＜事業年度ごとに総会において定める＞。

（組合員名簿の作成等）

第１０条　本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

２　組合員は、氏名又は名称及び住所又は居所を変更したときは、遅滞なく本組合に届け出なければならない。

（■＜議決権及び選挙権＞）

第１１条　組合員は、■＜各々一個の議決権及び役員の選挙権＞を有する。

２　組合員は、第●３０条第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、■＜議決権又は選挙権＞を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

３　前項の規定により■＜議決権又は選挙権＞を行う者は、出席者とみなす。

４　代理人は、５人以上の組合員を代理することができない。

５　代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

（守秘義務）

第１２条　本組合の組合員（組合員が法人である場合には、その役員又は職員）又は組合員であった者は、本組合の事業の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（使用料及び手数料）

第１３条　本組合は、施設等の使用料及び事務等の手数料を徴収することができる。

第３章　事業の執行

（事業の執行）

第１４条　本組合は、第●１条の事業について、この定款、試験研究の実施計画及び毎事業年度の事業計画等に基づいて、適切に執行する。

第４章　役員

（役員の定数）

第１５条　本組合の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事　■＜○人以上○人以内＞

(2) 監事　■＜○人以上○人以内＞

★例１

（役員の選挙）

第１６条　役員は、次に掲げる者のうちから総会において選挙する。

■＜(1) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人であって、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人でない者であって、理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者。＞

２　役員の選挙は、■＜単記式／連記式＞無記名投票によって行う。

３　投票は、一人につき一票とする。

■＜４　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、抽選で当選人を定める。

５　第１項の総会の会日は、少なくともその２０日前までに各組合員に通知し、かつ、公告するものとする。

６　第１項の規定による立候補又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の１５日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。＞

７　第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

★例２

（役員の選任）

第１６条　役員は、総会において、第●３２条の規定により選任する。

（役員の資格）

第１７条　本組合の理事の定数の少なくとも３分の２は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人（組合員たる法人に代わって本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。）でなければならない。

（役員の任期）

第１８条　役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事　■＜２年＞

(2) 監事　■＜４年＞

２ 　前項の任期は、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。

３　補欠又は増員のために選挙された役員の任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合においては、新たに選挙された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第１９条　役員が欠けた場合又はこの定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、■＜理事の職務の執行／会計に関するもの＞を監査する。

２　監事は、いつでも、■＜理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をする／会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求める＞ことができる。

（理事長等）

第２１条　理事のうち１人を理事長、１人を専務理事とし、▲＜必要に応じて常務理事を置くことができることとし、＞理事会において選任する。

２　理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３　専務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

▲＜４　常務理事は、専務理事を補佐して本組合の業務を執行する。＞

５　理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理者又は代行者１人を定める。

第５章　会議

（理事会の権限等）

第２２条　本組合の業務の執行は、理事会が決する。

（理事会の招集）

第２３条　理事会は、■＜各理事／理事長＞が招集する。

■＜２　理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、他の理事が理事会を招集する。＞

■＜３　理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。＞

■＜４　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。＞

（理事会招集の手続）

第２４条　理事会を招集する者は、理事会の日の■＜１週間＞前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の決議）

第２５条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の■＜過半数＞が出席し、その■＜過半数＞をもつて行う。

２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

３　理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

４　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

５　理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

▲＜（理事会の議長）

第２６条　理事会においては、理事長又は理事会において選任される者が、その議長となる。＞

（理事会の議事録）

第２７条　理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

２　理事会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の技術研究組合法施行規則（以下「規則」という。）第１４条第３項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

３　規則第１４条第４項各号に掲げる理事会の決議があったものとみなされた場合及び理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

（通常総会の招集）

第２８条　通常総会は、毎事業年度終了後■＜○ヶ月＞以内に、理事会の決議を経て、■＜理事長＞が招集する。

（臨時総会の招集）

第２９条　臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、■＜理事長＞が招集する。

２　組合員が総組合員の５分の１以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から２０日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

（総会招集の手続）

第３０条　総会の招集は、総会の日の■＜１０日＞前までに、総会の目的である事項■＜及びその内容＞を示し、■＜書面又は電子メール＞により組合員に通知しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（総会の決議事項）

第３１条　次の事項は、総会の決議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更又は廃止

(3) 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更

(4) 費用の賦課及び徴収の方法

(5) 本組合の解散

(6) 組合員の▲＜加入又は＞除名

(7) 事業の全部▲＜又は一部＞の譲渡

(8) 技術研究組合法（以下「法」という。）第３４条第５項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除

(9) 毎事業年度の決算関係書類及び事業報告書

(10) 本組合の組織変更、合併又は新設分割

▲＜(11) 役員の選任

(12) 損失の処理＞

(13) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認める事項

（総会の議事）

第３２条　総会の議事は、法又はこの定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　議長は、総会において選任する。

３　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

４　総会においては、第●３０条第１項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、▲＜出席した組合員の３分の２以上の同意を得たとき及び＞同条第２項の規定により招集の手続を経ることなく開催する場合は、この限りでない。

（特別の決議）

第３３条　次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の３分の２以上の多数による決議を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 本組合の解散

(3) 組合員の除名

(4) 事業の全部の譲渡

(5) 法第３４条第５項の規定による役員の本組合に対する損害賠償責任の免除

(6) 本組合の組織変更、合併又は新設分割

（総会の議事録）

第３４条　総会の議事については、議事録を作成▲＜し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印＞しなければならない。

２　総会の議事録は、開催された日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事の氏名その他の規則第５１条第３項各号に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

第６章　会計

（事業年度）

第３５条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計帳簿の作成）

第３６条　本組合は、規則第４３条から第４５条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成するものとする。

（残余財産の処分）

第３７条　本組合の解散後の残余財産の処分は、■＜本組合の事業に対して組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して、総会の決議により定める方法＞により行う。

第７章　雑則

（公告方法）

第３８条　本組合の公告は、■＜本組合の事務所の店頭に掲示する方法／官報に掲載する方法／日刊新聞紙に掲載する方法／電子公告＞により行う。

▲＜（規約）

第３９条　この定款に定めるもののほか、本組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。＞

▲＜（顧問）

第４０条　本組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時本組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、本組合を代表することができない。＞

▲＜（参事及び会計主任）

第４１条　本組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、主たる事務所において、本組合の業務を行わせることができる。

２　参事は、本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

３　組合員は、総組合員の１０分の１以上の同意を得て、本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

４　前項の規定による請求があったときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。＞

附　則

（施行期日）

１　この定款は、本組合の設立の登記の日から施行する。

（設立当初の事務所の所在地）

２　本組合の設立当初の事務所の所在地は、■＜○○県○○市○○　○丁目○番○号＞に置く。

（設立当初の役員）

３　本組合の設立当初の役員は、第●１６条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長　　○○　○○

専務理事　○○　○○

▲＜常務理事　○○　○○＞

理事　　　○○　○○

同　　　　○○　○○

同　　　　○○　○○

監事　　　○○　○○

同　　　　○○　○○

（設立当初の役員の任期）

４　設立当初の役員の任期は、第●１８条第１項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される通常総会の終結の時までとする。

（第１回事業年度）

５　第１回の事業年度は、第●３５条の規定にかかわらず、本組合の設立の登記の日に始まり、■＜○年３月３１日＞に終わる。